

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 24 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

(一社) 全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳

生コンクリートの安全データシート (SDS) の交付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、さる平成 29 年 8 月 9 日付全建労発第 31 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(参考 1) により、アスファルト等 10 物質とそれを含有する製剤その他のものについて、譲渡提供する場合のラベル表示、SDS の交付等を義務づけるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務づける等の改正について周知をお願いしたところです。

今般、全国生コンクリート工業組合連合会から、「ポルトランドセメント」を含有する「レディーミクストコンクリート」について、当会に対し、上記政省令の施行期日である平成 30 年 7 月 1 日より、全国生コンクリート工業組合連合会の会員である生コンクリート製造会社から、生コンクリートを扱う建設事業者に、別紙の安全データシート (SDS) が交付されることとなった旨、事前の周知依頼がありましたので、貴協会の会員企業の皆様に周知下さいますようお願いいたします。

建設事業者は、SDS の交付を受けて労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質等の危険性又は有害性の調査等 (リスクアセスメントの実施等) を行わなければならないこととされています。このリスクアセスメントの実施等については、平成 27 年 10 月 1 日付全建労発第 63 号「化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、指針等の制定について」(参考 2) を参照されますよう併せて周知方宜しくお願いいたします。

担当：労働部 長尾

作成日 2018年 4月 7日

改訂日 2018年 4月 11日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品等の名称 (製品名)

レディーミクストコンクリート

普通コンクリート

軽量コンクリート

舗装コンクリート

高強度コンクリート

会社名 ○○○○ 株式会社

住所 ○○県○○市○○・・・・

担当部門 ○○課 ○○係

電話番号 ・ ・ ・ ・ ・ - ・ ・ ・ ・ ・

FAX 番号 ・ ・ ・ ・ ・ - ・ ・ ・ ・ ・

緊急連絡電話番号 ・ ・ ・ ・ ・ - ・ ・ ・ ・ ・

推奨用途及び使用上の制限

建築及び土木構造物等の材料として用いられる。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性:

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

区分 1

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

区分 1

GHSラベル表示

絵表示:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷, 重篤な眼の損傷

注意書き:

[安全対策]

取扱い後は手などをよく洗うこと。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

[応急措置]

皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに、汚染された衣類を脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

- [保管] 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
汚染された衣類を再使用する場合：洗濯すること。
- [廃棄] 部外者が触れないような措置をし、硬化する前に使用すること。
国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 化学物質

化学名又は一般名： レディーミクストコンクリート

成分及び含有量：

含有成分	含有量 (%)	備 考
ポルトランドセメント	最大 30	3CaO・SiO ₂ , 2CaO・SiO ₂ , 3CaO・Al ₂ O ₃ 等

CAS 番号及び官報公示整理番号(化審法)：

含有成分	CAS 番号	官報公示整理番号(化審法)
ポルトランドセメント	65997-15-1	—
ケイ酸カルシウム	12168-85-3	1-194
アルミン酸カルシウム (Ca ₃ Al ₂ O ₆)	12042-78-3	9-2408
高炉スラグ	65996-69-2	—

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）の第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質に該当しない。

4. 応急措置

- 吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合： 速やかに水で洗い流し、必要に応じて医療処置を受ける。
- 眼に入った場合： 速やかに清浄な水で最低 15 分洗眼したのち、医療処置を受ける。
- 飲み込んだ場合： 水でよく口の中を洗浄したのち、医療処置を受ける。
被災者の意識が朦朧としている場合、意識がない場合は、無理に吐かせないで、速やかに医療処置を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤： 不燃物質であるので必要としない。
- 使ってはならない消火剤： 情報なし

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置： 回収作業には、保護手袋、保護長靴、保護眼鏡、マスク等の保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項： 濃厚な洗浄水は中和、希釈処理等により、河川等に直接流出しないように対策をとる。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材：

漏出した場合には、スコップ等により回収し、廃棄するまで土のう袋等で保管する。やむを得ず床面等に残ったものは、固化する前に水で洗浄する。洗浄水は回収し、中和処理等により適切に処理する。
回収物や回収した洗浄水は、「13. 廃棄上の注意」に従い、廃棄又は排水する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策：

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

安全取扱注意事項：

みだりに飛び散らないように、型枠の中で使用すること。

取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。

作業環境管理を厳密に。

接触回避：

アルカリ性を示すため、酸性の製品との接触を避ける。

保管

安全な保管条件：

時間の経過とともに硬化するため、速やかに使用する。

安全な容器包装材料：

—

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：

型枠の中で使用する。

管理濃度：

未設定

許容濃度：

未設定

保護具

呼吸用保護具：

必要に応じて保護マスクを着用する。

手の保護具：

手に接触する恐れがある場合、保護手袋を着用する。

眼の保護具：

眼に入る恐れがある場合、保護眼鏡やゴーグルを着用する。

皮膚及び身体の保護具：

必要に応じて保護長靴、保護衣等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状态、形状、色）： 固体（擬固体、流動体）、灰色

臭い： データなし

臭いのしきい（閾）値： データなし

pH： 12～13

融点・凝固点： データなし

沸点、初留点及び沸騰範囲： データなし

引火点： データなし

蒸発速度：	データなし
燃焼性：	不燃性
燃焼又は爆発範囲	データなし
蒸気圧：	データなし
蒸気密度：	データなし
比重（相対密度）：	1.4～2.4g/cm ³ （20℃）
溶解度：	データなし
n-オクタノール／水分配係数：	データなし
自然発火温度：	不燃性
分解温度：	データなし
粘度（粘性率）：	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性：	時間とともに安定固化する。
化学的安定性：	時間とともに安定固化する。
危険有害反応可能性：	酸，アルミニウム，金属，アンモニウム塩と反応する。 強アルカリ性を呈する。
避けるべき条件：	—
混触危険物質：	酸，アルミニウム，金属，アンモニウム塩と反応する。
危険有害な分解生成物：	データなし

11. 有害性情報

急性毒性：	データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性：	強アルカリ性（pH12～13）を呈し，皮膚に対し刺激性があり， 皮膚に炎症を起こす可能性がある。
眼に対する重篤な損傷性又は 眼刺激性：	強アルカリ性（pH12～13）を呈し，眼刺激性があり，眼の角膜 に炎症を起こす可能性がある。
呼吸器感作性又は皮膚感作性：	極微量のクロム化合物が含まれており，六価クロムに対して過 敏である場合にアレルギーが起こる可能性がある。
生殖細胞変異原性：	データ不足のため分類できない。
発がん性：	データ不足のため分類できない。
生殖毒性：	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性： （単回ばく露）	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性： （反復ばく露）	データ不足のため分類できない。
吸引性呼吸器有害性：	データ不足のため分類できない。

1 2. 環境影響情報

生態毒性：	環境生物に対し有害であるとの情報なし
残留性・分解性：	情報なし
生体蓄積性：	情報なし
土壌中の移動性：	情報なし
オゾン層への有害性：	情報なし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物：	固化後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄する。 洗浄水などの排水は、水質汚濁防止法等の関連諸法令に適合するように十分留意しなければならない。 処理等を外部の業者に委託する場合は、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。
汚染容器及び包装：	汚染容器は、洗浄して洗い流す。洗浄水などの排水は、水質汚濁防止法等の関連諸法令に適合するように十分留意しなければならない。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

国連番号：	—
品名（国連輸送名）：	—
国連分類：	—
容器等級：	—
海洋汚染物質：	該当しない

国内規制

海上規制情報：	船舶安全法に従う。
航空規制情報：	航空法に従う。
陸上規制情報：	消防法、道交法に従う。
特別安全対策：	漏れ等の防止を確実に行う。周辺環境への流出に留意する。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法：	通知対象物
化学物質排出把握管理促進法：	第一種、第二種指定化学物質に該当しない。
毒物及び劇物取締法：	該当しない
水質汚濁防止法：	該当しない
廃棄物の処理及び清掃に関する法律：	産業廃棄物規制

16. その他情報

本データシートは、日本工業規格 Z 7253 : 2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」に準じて作成しており、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、現時点で弊社の有する情報を取扱事業者にご提供するものです。

記載内容は、現時点で入手できた試料、情報、データ等に基づいて作成しましたので、新しい知見により改訂されることがあります。

本データシートは、必ずしも製品の安全性を保証するものではなく、弊社が知見を有さない危険性、有害性の可能性がありますので、取扱事業者は、これを参考として、個々の取扱い、用途、用法等の実態に応じた安全対策を実施の上、お取扱い願います。

(参考1)

全建労発第31号
平成29年8月9日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長から、別添のとおり標記の政省令の施行により、アスファルト等10物質とそれらを含む製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDSの交付等を義務付けるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける等の改正を行った旨、本会に対し周知依頼がありました。

つきましては、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨をご理解いただき、貴協会会員の皆様に対し、本改正内容を周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木

基発 0803 第 5 号

平成 29 年 8 月 3 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御
礼申し上げます。

さて、平成 29 年 8 月 3 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改
正する政令（平成 29 年政令第 218 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する
省令（平成 29 年厚生労働省令第 89 号）により、アスファルト等 10 物質とそれ
らを含有する製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDS
の交付等を義務付け、また、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を
義務付けるとともに、シリカのうち非晶質のものをこれらの措置の対象から除
く改正を行ったところです。本改正につきましては平成 30 年 7 月 1 日より施行
（シリカ及び結晶質シリカに係る改正については公布日施行）することとして
おり、本改正政省令の施行につき別添の通り都道府県労働局長あて指示してお
ります。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する
制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知にご協力
を賜りますようお願い申し上げます。

基 発 0803 第 6 号
平成 29 年 8 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 218 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。）が平成 29 年 8 月 3 日に公布され、平成 30 年 7 月 1 日から施行（シリカ及び結晶質シリカに係る改正については公布日施行）することとされたところであるが、その改正の趣旨、要点等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 改正政令の趣旨

本改正は、「平成 28 年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書」（平成 29 年 2 月 21 日公表）を踏まえ、一定の有害性が明らかになった物（別紙に示す結晶質シリカ以外の 10 物質。以下「追加対象物質」という。）を以下の（1）から（3）までの措置の対象となる物質（以下「対象物質」という。）として追加するとともに、シリカのうち非晶質のものを対象物質から除外するため、必要な改正を行うものである。

- （1）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）
- （2）法第 57 条の 2 第 1 項の規定による化学物質等の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）
- （3）法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

2 改正省令の趣旨

本改正は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、追加対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象としない）を設定するとともに、シリカのうち非晶質のものを対象物質から除外することに伴い、「シリカ」の裾切値を削除し、「結晶質シリカ」の裾切値を設定するものである。

第2 改正の要点

1 施行期日及び経過措置

(1) 追加対象物質に係る改正について

施行期日は平成30年7月1日としたこと。ただし、改正政令の施行の際現に存在する追加対象物質については、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、平成30年12月31日まで適用しないこととしたこと。

(2) シリカ及び結晶質シリカに係る改正について

施行期日は公布の日としたこと。ただし、改正政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

2 改正政令関係

(1) 基本的事項

ア 改正の基本的な内容

改正政令の内容は、以下のとおりであること。

(ア) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第9に追加対象物質を追加すること。

追加対象物質は、日本産業衛生学会又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）において許容濃度等が勧告された物質から選定を行ったものであること。

なお、今回、10物質が追加されるが、「ホウ酸」は令別表第9第544号の「ホウ酸ナトリウム」と統合され「ホウ酸及びそのナトリウム塩」と規定されるため、改正後の対象物質の数は672物質となること。

(イ) ACGIHにおいて非晶質シリカの許容濃度等が取り下げられていることから、シリカのうち非晶質のものを対象物質から除外するため、令別表第9第312号の「シリカ」を削除し、第165号の2に「結晶質シリカ」を追加したこと。

イ 事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方

追加対象物質及び結晶質シリカについて事業者が実施すべき事項に係る基本的な考え方は、本通達によるほか、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について（平成 12 年 3 月 24 日付け基発第 162 号）」及び「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）（平成 27 年 8 月 3 日付け基発 0803 第 2 号）」等によるべきものであること。

ウ 留意事項等

追加対象物質は、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準が示されている物質であり、令別表第 9 以外の物質には危険有害性が不明なものがあるため、事業者に対して、対象物質以外であっても危険有害性が不明な物質への代替を推奨するものではないことに留意すること。

（2）細部事項

ア アスファルト

建設業者が舗装・防水工事後、施主に引き渡す際には、当該アスファルト単体又はアスファルトを含有する製剤その他の物は「主として一般消費者の生活のように供するためのもの」に該当するので、第 1 の 1 の（1）から（3）までの措置の対象にならないものとして取り扱って差し支えないこと。

イ ポルトランドセメント

アのアスファルト単体又はアスファルトを含有する製剤その他の物と同様、施工後の譲渡・提供の際には第 1 の 1 の（1）から（3）までの措置の対象にならないものとして取り扱って差し支えないこと。

ウ 非晶質シリカの対象物質からの除外について

（ア）結晶質シリカ単体又は結晶質シリカを含有する製剤その他の物について、結晶質と非晶質を峻別せず、引き続き「シリカ」として名称の表示・通知することとして差し支えないこと。ただし、有害性に関わる情報を的確に伝達するという観点から、「結晶質シリカ」と明示することが望ましいこと。

（イ）非晶質シリカについては、対象物質から除外されることとなるが、既に「シリカ」として表示・通知されているものについてラベル・SDS の内容の修正は不要であり、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 により、危険又は健康障害を生ずるおそれのある物について名称等の表示・通知の努力義務があることから、引き続き名称等の表示・通知を行うよう努め

なければならないこと。なお、非晶質シリカについては、結晶質シリカよりも相当有害性が低いとされているが、不活性の粉状物質の吸入自体には注意が必要であり、引き続き、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）に定める措置等を講じること等により、高濃度ばく露を避けることが求められること。

3 改正省令関係

追加対象物質及び結晶質シリカの裾切値と CAS 番号は別紙のとおりであること。

令別表第 9 に新たに定める表示義務及び通知義務
の対象となる化学物質等とその裾切値一覧

物質名	CAS 番号	裾切値	
		表示 (重量%) (安衛則第 30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第 34 条の 2 関係)
アスファルト	8052-42-4	1 %未満	0.1%未満
1-クロロ-2-プロパノール	127-00-4	1 %未満	1 %未満
2-クロロ-1-プロパノール	78-89-7	1 %未満	1 %未満
結晶質シリカ	14808-60-7 他	0.1%未満	0.1%未満
ジチオリン酸 O, O-ジエチル-S- (ターシ ャリーブチルチオメチル) (別名テルブホス)	13071-79-9	1 %未満	0.1%未満
フェニルイソシアネート	103-71-9	1 %未満	0.1%未満
2, 3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	431-03-8	1 %未満	0.1%未満
ほう酸	10043-35-3	0.3%未満	0.1%未満
ポルトランドセメント	65997-15-1	1 %未満	1 %未満
2-メトキシ-2-メチルブタン (別名ターシ ャリーアミルメチルエーテル)	994-05-8	1 %未満	0.1%未満
硫化カルボニル	463-58-1	1 %未満	1 %未満

※ 上記の CAS 番号は例示であり、上記に記載の無い CAS 番号が存在する場合もあること。

(参考 2)

全建労発第 63 号
平成 27 年 10 月 1 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、
指針等の制定について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり労働安全衛生法の一部を改正する法律により、危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等のリスクアセスメントが義務化され、また、労働安全衛生法法令及び厚生労働省の組織令の一部を改正する政令により、化学物質等の譲渡又は提供時の名称等の表示義務の対象物質が拡大されることになり、今般、平成 28 年 6 月 1 日から施行される化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の見直しに伴い、対象となる化学物質等の譲渡又は提供する際における容器又は包装へのラベル表示及び安全データシート（SDS）の交付並びに化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの対策について周知依頼がありました。

つきましては、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の実施に係る制度改正の趣旨にご理解いただき、化学物質等のリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減措置が適切に講じられるよう、貴協会会員に対して周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

基 発 0918 第 4 号

平成 27 年 9 月 18 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、指針等の制定について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号。以下「改正法」という。）により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等について、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組み（リスクアセスメント）が義務化されました。また、平成 27 年 6 月 10 日に公布された労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 250 号）により、化学物質等の譲渡又は提供時の名称等の表示義務の対象物質が拡大されることになっています。

今般、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の見直しに関しては、下記のとおり、政令、省令、指針、通達等の制定、改廃を行い、平成 28 年 6 月 1 日から施行することとしています。

これにより、対象となる労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 9 に掲げる 640 の化学物質等について、譲渡又は提供する際における容器又は包装へのラベル表示及び安全データシート（SDS）の交付並びに化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの 3 つの対策を講じていくことが必要となります。

つきましては、改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、指針、通達の公布等の状況は下記のとおりとなりますので、貴団体におかれましても、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の実施に係る制度改正の趣旨を御理解いただき、会員に対する周知を図るとともに、化学物質等のリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減措置が適切に講じられるよう特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、本制度改正に関し、今後、化学物質を取り扱う事業者の皆様に向けたパンフレットを作成・配布することを予定しており、別途お送りいたしますので、制度の周知に当たり御活用いただきますようお願いいたします。

記

1 法律

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）（平成 26 年 6 月 25 日 公布）

2 政令

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 250 号）（平成 27 年 6 月 10 日公布）

3 省令

労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 115 号）（平成 27 年 6 月 23 日公布）

4 指針

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日付け指針公示第 3 号）

5 関係通達

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）（平成 27 年 8 月 3 日付け基発 0803 第 3 号）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について（平成 27 年 9 月 18 日付け基発 0918 第 3 号）

※ 1～5 の内容のうち、4 の指針については別添のとおりです。また、その他の法令等（条文、新旧対照表等）は下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

以上

(別添)

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

1 趣旨等

本指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 3 第 3 項の規定に基づき、事業者が、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものによる危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置（以下「リスク低減措置」という。）が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、リスクアセスメントからリスク低減措置の実施までの一連の措置の基本的な考え方及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措置の実施上の留意事項を定めたものである。

また、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。

2 適用

本指針は、法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う「第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物」（以下「化学物質等」という。）に係るリスクアセスメントについて適用し、労働者の就業に係る全てのものを対象とする。

3 実施内容

事業者は、法第 57 条の 3 第 1 項に基づくリスクアセスメントとして、(1) から (3) までに掲げる事項を、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 34 条の 2 の 8 に基づき (5) に掲げる事項を実施しなければならない。また、法第 57 条の 3 第 2 項に基づき、法令の規定による措置を講ずるほか (4) に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 化学物質等による危険性又は有害性の特定
- (2) (1) により特定された化学物質等による危険性又は有害性並びに当該化学物質等を取り扱う作業方法、設備等により業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度（以下「リスク」という。）の見積り
- (3) (2) の見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討
- (4) (3) のリスク低減措置の実施
- (5) リスクアセスメント結果の労働者への周知

4 実施体制等

(1) 事業者は、次に掲げる体制でリスクアセスメント及びリスク低減措置（以下「リスクアセスメント等」という。）を実施するものとする。

ア 総括安全衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を統括管理させること。総括安全衛生管理者が選任されていない場合には、事業の実施を統括管理する者に統括管理させること。

イ 安全管理者又は衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を管理させること。安全管理者又は衛生管理者が選任されていない場合には、職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導し、又は監督する者としての地位にあるものにリスクアセスメント等の実施を管理させること。

ウ 化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者（以下「化学物質管理者」という。）を指名し、この者に、上記イに掲げる者の下でリスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望ましいこと。

エ 安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会が設置されている場合には、これらの委員会においてリスクアセスメント等に関することを調査審議させ、また、当該委員会が設置されていない場合には、リスクアセスメント等の対象業務に従事する労働者の意見を聴取する場を設けるなど、リスクアセスメント等の実施を決定する段階において労働者を参画させること。

オ リスクアセスメント等の実施に当たっては、化学物質管理者のほか、必要に応じ、化学物質等に係る危険性及び有害性や、化学物質等に係る機械設備、化学設備、生産技術等についての専門的知識を有する者を参画させること。

カ 上記のほか、より詳細なリスクアセスメント手法の導入又はリスク低減措置の実施に当たっての、技術的な助言を得るため、労働衛生コンサルタント等の外部の専門家の活用を図ることが望ましいこと。

(2) 事業者は、(1)のリスクアセスメントの実施を管理する者、技術的業務を行う者等（カの外部の専門家を除く。）に対し、リスクアセスメント等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

5 実施時期

(1) 事業者は、安衛則第34条の2の7第1項に基づき、次のアからウまでに掲げる時期にリスクアセスメントを行うものとする。

ア 化学物質等を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

イ 化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新

規に採用し、又は変更するとき。

ウ 化学物質等による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。具体的には、化学物質等の譲渡又は提供を受けた後に、当該化学物質等を譲渡し、又は提供した者が当該化学物質等に係る安全データシート（以下「SDS」という。）の危険性又は有害性に係る情報を変更し、その内容が事業者提供された場合等が含まれること。

(2) 事業者は、(1)のほか、次のアからウまでに掲げる場合にもリスクアセスメントを行うよう努めること。

ア 化学物質等に係る労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメント等の内容に問題がある場合

イ 前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過し、化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合

ウ 既に製造し、又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合など、当該化学物質等を製造し、又は取り扱う業務について過去にリスクアセスメント等を実施したことがない場合

(3) 事業者は、(1)のア又はイに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。

(4) 事業者は、(1)のア又はイに係る設備改修等の計画を策定するときは、その計画策定段階においてもリスクアセスメント等を実施することが望ましいこと。

6 リスクアセスメント等の対象の選定

事業者は、次に定めるところにより、リスクアセスメント等の実施対象を選定するものとする。

(1) 事業場における化学物質等による危険性又は有害性等をリスクアセスメント等の対象とすること。

(2) リスクアセスメント等は、対象の化学物質等を製造し、又は取り扱う業務ごとに行うこと。ただし、例えば、当該業務に複数の作業工程がある場合に、当該工程を1つの単位とする、当該業務のうち同一場所において行われる複数の作業を1つの単位とするなど、事業場の実情に応じ適切な単位で行うことも可能であること。

(3) 元方事業者にあつては、その労働者及び関係請負人の労働者が同一の場所で作業を行うこと（以下「混在作業」という。）によって生ずる労働災害を防止するため、当該混在作業についても、リスクアセスメント等の対象とすること。

7 情報の入手等

- (1) 事業者は、リスクアセスメント等の実施に当たり、次に掲げる情報に関する資料等を入手するものとする。

入手に当たっては、リスクアセスメント等の対象には、定常的な作業のみならず、非定常作業も含まれることに留意すること。

また、混在作業等複数の事業者が同一の場所で作業を行う場合にあっては、当該複数の事業者が同一の場所で作業を行う状況に関する資料等も含めるものとする。

ア リスクアセスメント等の対象となる化学物質等に係る危険性又は有害性に関する情報（SDS等）

イ リスクアセスメント等の対象となる作業を実施する状況に関する情報（作業標準、作業手順書等、機械設備等に関する情報を含む。）

- (2) 事業者は、(1)のほか、次に掲げる情報に関する資料等を、必要に応じ入手するものとする。

ア 化学物質等に係る機械設備等のレイアウト等、作業の周辺の環境に関する情報

イ 作業環境測定結果等

ウ 災害事例、災害統計等

エ その他、リスクアセスメント等の実施に当たり参考となる資料等

- (3) 事業者は、情報の入手に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 新たに化学物質等を外部から取得等しようとする場合には、当該化学物質等を譲渡し、又は提供する者から、当該化学物質等に係るSDSを確実に入手すること。

イ 化学物質等に係る新たな機械設備等を外部から導入しようとする場合には、当該機械設備等の製造者に対し、当該設備等の設計・製造段階においてリスクアセスメントを実施することを求め、その結果を入手すること。

ウ 化学物質等に係る機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実施した当該機械設備等に対するリスクアセスメントの結果を入手すること。

- (4) 元方事業者は、次に掲げる場合には、関係請負人におけるリスクアセスメントの円滑な実施に資するよう、自ら実施したリスクアセスメント等の結果を当該業務に係る関係請負人に提供すること。

ア 複数の事業者が同一の場所で作業する場合であって、混在作業における化学物質等による労働災害を防止するために元方事業者がリスクアセスメント等を実施したとき。

イ 化学物質等にはばく露するおそれがある場所等、化学物質等による危険性又は有害性がある場所において、複数の事業者が作業を行う場合であって、元方事業者が当該場所に関するリスクアセスメント等を実施したとき。

8 危険性又は有害性の特定

事業者は、化学物質等について、リスクアセスメント等の対象となる業務を洗い出した上で、原則としてア及びイに即して危険性又は有害性を特定すること。また、必要に応じ、ウに掲げるものについても特定することが望ましいこと。

ア 国際連合から勧告として公表された「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」(以下「GHS」という。)又は日本工業規格 Z7252 に基づき分類された化学物質等の危険性又は有害性 (SDS を入手した場合には、当該 SDS に記載されている GHS 分類結果)

イ 日本産業衛生学会の許容濃度又は米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の TLV-TWA 等の化学物質等のばく露限界 (以下「ばく露限界」という。) が設定されている場合にはその値 (SDS を入手した場合には、当該 SDS に記載されているばく露限界)

ウ ア又はイによって特定される危険性又は有害性以外の、負傷又は疾病の原因となるおそれのある危険性又は有害性。この場合、過去に化学物質等による労働災害が発生した作業、化学物質等による危険又は健康障害のおそれがある事象が発生した作業等により事業者が把握している情報があるときには、当該情報に基づく危険性又は有害性が必ず含まれるよう留意すること。

9 リスクの見積り

(1) 事業者は、リスク低減措置の内容を検討するため、安衛則第 34 条の 2 の 7 第 2 項に基づき、次に掲げるいずれかの方法 (危険性に係るものにあつては、ア又はウに掲げる方法に限る。) により、又はこれらの方法の併用により化学物質等によるリスクを見積もるものとする。

ア 化学物質等が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は化学物質等により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度 (発生可能性) 及び当該危険又は健康障害の程度 (重篤度) を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

(イ) 発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法

- (ウ) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
- (エ) ILO の化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）等を用いてリスクを見積もる方法
- (オ) 化学プラント等の化学反応のプロセス等による災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法
- イ 当該業務に従事する労働者が化学物質等にさらされる程度（ばく露の程度）及び当該化学物質等の有害性の程度を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があるが、このうち、(ア)の方法を採ることが望ましいこと。
 - (ア) 対象の業務について作業環境測定等により測定した作業場所における化学物質等の気中濃度等を、当該化学物質等のばく露限界と比較する方法
 - (イ) 数理モデルを用いて対象の業務に係る作業を行う労働者の周辺の化学物質等の気中濃度を推定し、当該化学物質のばく露限界と比較する方法
 - (ウ) 対象の化学物質等への労働者のばく露の程度及び当該化学物質等による有害性を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
- ウ ア又はイに掲げる方法に準ずる方法。具体的には、次に掲げる方法があること。
 - (ア) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険又は健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令（主に健康障害の防止を目的とした有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の規定並びに主に危険の防止を目的とした労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 1 に掲げる危険物に係る安衛則の規定）の各条項に規定されている場合に、当該規定を確認する方法。
 - (イ) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険を防止するための具体的な規定が労働安全衛生法関係法令に規定されていない場合において、当該化学物質等の SDS に記載されている危険性の種類（例えば「爆発物」など）を確認し、当該危険性と同種の危険性を有し、かつ、具体的な措置が規定されている物に係る当該規定を確認する方法
- (2) 事業者は、(1)のア又はイの方法により見積りを行うに際しては、用いるリスクの見積り方法に応じて、7 で入手した情報等から次に掲げる事項等必要な情報を使用すること。

- ア 当該化学物質等の性状
 - イ 当該化学物質等の製造量又は取扱量
 - ウ 当該化学物質等の製造又は取扱い（以下「製造等」という。）に係る作業の内容
 - エ 当該化学物質等の製造等に係る作業の条件及び関連設備の状況
 - オ 当該化学物質等の製造等に係る作業への人員配置の状況
 - カ 作業時間及び作業の頻度
 - キ 換気設備の設置状況
 - ク 保護具の使用状況
 - ケ 当該化学物質等に係る既存の作業環境中の濃度若しくはばく露濃度の測定結果又は生物学的モニタリング結果
- (3) 事業者は、(1)のアの方法によるリスクの見積りに当たり、次に掲げる事項等に留意するものとする。
- ア 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。
 - イ 負傷又は疾病の重篤度は、傷害や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。
 - ウ リスクアセスメントの対象の業務に従事する労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮することが望ましいこと。
- (4) 事業者は、一定の安全衛生対策が講じられた状態でリスクを見積もる場合には、用いるリスクの見積り方法における必要性に応じて、次に掲げる事項等を考慮すること。
- ア 安全装置の設置、立入禁止措置、排気・換気装置の設置その他の労働災害防止のための機能又は方策（以下「安全衛生機能等」という。）の信頼性及び維持能力
 - イ 安全衛生機能等を無効化する又は無視する可能性
 - ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性
 - エ 有害性が立証されていないが、一定の根拠がある場合における当該根拠に基づく有害性

10 リスク低減措置の検討及び実施

- (1) 事業者は、法令に定められた措置がある場合にはそれを必ず実施するほか、法令に定められた措置がない場合には、次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討するものとする。ただし、法令に定められた措置以外の措置にあつては、9 (1) イの方法を用いたリスクの見積り結果として、ばく露濃度

等がばく露限界を相当程度下回る場合は、当該リスクは、許容範囲内であり、リスク低減措置を検討する必要がないものとして差し支えないものであること。

ア 危険性又は有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等又はこれらの併用によるリスクの低減

イ 化学物質等に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策又は化学物質等に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策

ウ 作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策

エ 化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用

(2) (1)の検討に当たっては、より優先順位の高い措置を実施することにした場合であって、当該措置により十分にリスクが低減される場合には、当該措置よりも優先順位の低い措置の検討まで要するものではないこと。また、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。

(3) 死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずるほか、(1)において検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めるものとする。

(4) リスク低減措置を講じた場合には、当該措置を実施した後に見込まれるリスクを見積もることが望ましいこと。

11 リスクアセスメント結果等の労働者への周知等

(1) 事業者は、安衛則第34条の2の8に基づき次に掲げる事項を化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知するものとする。

ア 対象の化学物質等の名称

イ 対象業務の内容

ウ リスクアセスメントの結果

(ア) 特定した危険性又は有害性

(イ) 見積もったリスク

エ 実施するリスク低減措置の内容

(2) (1)の周知は、次に掲げるいずれかの方法によること。

ア 各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること

イ 書面を労働者に交付すること

- ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること
- (3) 法第59条第1項に基づく雇入れ時教育及び同条第2項に基づく作業変更時教育においては、安衛則第35条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項として、(1)に掲げる事項を含めること。

なお、5の(1)に掲げるリスクアセスメント等の実施時期のうちアからウまでについては、法第59条第2項の「作業内容を変更したとき」に該当するものであること。

- (4) リスクアセスメントの対象の業務が継続し(1)の労働者への周知等を行っている間は、事業者は(1)に掲げる事項を記録し、保存しておくことが望ましい。

12 その他

表示対象物又は通知対象物以外のものであつて、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものについては、法第28条の2に基づき、この指針に準じて取り組むよう努めること。